○東北地方整備局告示第百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年十一月二十八日

東北地方整備局長　森永　教夫

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類

一般国道283号改築工事（仙人道路・岩手県遠野市上郷町細越第15地割字小原田地内から同市上郷町平野原第３地割字上川原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県遠野市上郷町細越第15地割字小原田、平倉第41地割字水上、第42地割字大畑川及び第40地割字赤羽根並びに平野原第３地割字上川原地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県気仙郡住田町上有住字船作地内から同県遠野市上郷町平野原第３地割字上川原地内までの延長約5.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道283号改築工事（仙人道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する工事であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道283号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、本路線は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間が岩手県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により岩手県が道路管理者となるので、岩手県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岩手県釜石市を起点として、遠野市等を経て、花巻市に至る延長約88.5㎞の主要幹線道路であり、観光及び物流路線として重要な役割を果たしている。

しかしながら、釜石市甲子町第７地割地内から遠野市上郷町細越第38地割字日光地内までの本路線（以下「峠区間」という。）は、車道幅員が狭小であるうえ、急勾配及び急カーブが連続していることから、車両の安全かつ円滑な通行が阻害され、道路機能が著しく低下している。さらに、峠区間には、降雨時に落石等の災害が発生するおそれがある異常気象時通行規制区間が存するため、信頼性及び安全性が確保されていない状況にある。また、遠野市上郷町細越第３地割字深沢地内から同市上郷町板沢第17地割字中居前地内までの本路線（以下「上郷町区間」という。）は、その沿道に住居及び店舗等が連たんしているが、車道幅員が狭小であるうえ、歩道の整備が十分でないことなどから、車両及び歩行者等の安全な通行が阻害されている。

このような状況のもと、峠区間においては、昭和56年から平成15年までに土砂災害等によって12回の全面通行止め規制が行われ、特に、昭和56年及び平成15年には、それぞれ11日間及び７日間の全面通行止め規制が行われている。また、峠区間及び上郷町区間（以下「現道」という。）においては、平成13年から平成15年までの３カ年で人身事故及び物損事故が、それぞれ44件及び555件発生している。

本件事業の完成により、同時期の完成が予定されている一般国道283号仙人峠道路（国土交通大臣施行）及び一般国道283号上郷道路（岩手県施行）と一体となって、道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定された良好な線形及び幅員等を有し、通行規制区間がない道路が整備されることから、本路線における車両の安全かつ円滑な通行が確保され、道路機能が向上するとともに信頼性及び安全性の確保が図られる。また、自動車交通が分散することから、上郷町区間における歩行者等の安全性の向上に寄与することも認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、岩手県環境影響評価技術指針等に準じて、起業者が平成16年12月に環境影響調査を実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査を実施したところ、環境庁（2000）レッドデータブック等に記載されている動植物に関して、本件事業地内に保全対策を要する植物が確認された。このため、起業者は、工事着手前に当該植物の移植を完了しており、保護のための適切な措置を講じているものと認められる。

また、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本路線の機能の向上と信頼性及び安全性の確保を主な目的として、道路構造令第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道と並行するＪＲ釜石線の南側を主に盛土構造で通過するＡルート案（申請案)、ＪＲ釜石線の南側を主にトンネル構造で通過するＢルート案及びＪＲ釜石線の北側を通過するＣルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、支障物件や宅地及び農地等の土地利用に与える影響については、Ｃルート案よりも大幅に少なく、Ｂルート案と同程度に抑えられている。また、申請案は、トンネルや橋梁の施工箇所が少なく、これら構造物の総延長も短いことから施工性に優れること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、峠区間は、車道幅員が狭小で急勾配及び急カーブが連続するとともに、異常気象時通行規制区間が存するため、道路機能が著しく低下しており、信頼性及び安全性も確保されていない。また、上郷町区間は、車道幅員が狭小で歩道の整備も十分でないことなどから、歩行者等の安全な通行が阻害されている。このため、できるだけ早期に本路線の機能の向上と信頼性及び安全性の確保を図るとともに、上郷町区間の歩行者等の安全性の向上を図る必要があると認められる。

また、岩手県沿岸南部及び宮城県沿岸北部の７市町村の長及び議会議長からなる三陸地域地方都市建設協議会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

岩手県遠野市役所